

1. 昨年度までの事業進捗状況

日頃より、本土地区画整理事業に対しご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

本事業は、平成 12 年度に事業計画決定後、平成 17 年度から移転交渉・仮換地整備に着手し、皆さまのご協力のもと整備を進め、事業の進捗率も 8 割半ばを超えてきています。

事業進捗率

(R6 年度末現在)

75.6%（事業費ベース：176 億 0,490 万円／全体 233 億円）

86.3%（面積ベース：25.2ha／全体 29.2ha）※不要移転面積含む

前年比 2.1pt↑UP

86.3%

(面積)

地区別

川成島地区：7.5ha／全体 9.9ha75.8%

柳島地区：17.7ha／全体 19.3ha91.7%

移転済物件率

(R6 年度末現在)

91.2%（移転対象物件数：227 戸／全体 249 戸）

前年比 5.7pt↑UP

91.2%

(物件移転率)

地区別

川成島地区：62 戸／全体 76 戸81.6%

柳島地区：165 戸／全体 173 戸95.4%

事業進捗については、関係地権者皆さまのご協力により着実に推移していますが、近年の社会・経済情勢の大きな変化を背景に、国からの予算（交付金）配分が見通せない状況にあります。

このような状況ではありますが、1 年でも早く事業が完了するよう事業計画を見直しながら、整備事業完了目標年次である令和 11 年度に向け事業を推進しておりますので、今後とも皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

2. 昨年度（令和 6 年度）の主な工事実施状況

〈柳島地区〉

柳島地区では、主な工事として、都市計画道路「柳島中通り線」の改良工事、主要区画道路 4 号線の街路築造工事、ならびに築造道路沿線における宅地の整備を実施しました。

①（都）柳島中通り線街路築造工事

柳島中通り線においては、国道 1 号バイパス線への接続に伴い、中之浦交差点（信号機の移設等）および道路改良工事を実施しました。

当該路線は、田子浦往還通り線と国道 1 号バイパス線を結ぶ重要な道路であり、両側に幅員 4.5m の歩道を整備したほか、主要区画道路 4 号線の整備により、区域内の南北移動が一層円滑になりました。



② 主要区画道路 4 号線街路築造工事

主要区画道路 4 号線においては、柳島公会堂の前面道路から田子浦往還通り線へ接続するための道路整備および宅地造成を実施しました。

今回の整備により、田子浦往還通り線へのアクセスが格段に向上し、今後は、同線との交差点に信号機の設置も予定していることで、より安全で円滑な通行が可能となる見込みですが、交通量の増加が予想されますので、通行の際には十分ご注意ください。



〈川成島地区〉

川成島地区では、主な工事として、都市計画道路「田子浦伝法線」の歩道橋撤去工事、主要区画道路 1 号線の街路築造工事を実施しました。

① 主要区画道路 1 号線街路築造工事（国道 1 号バイパス線付近）

主要区画道路 1 号線における工事については、国道 1 号バイパス線への接続に伴う交差点改良（信号機移設など）と道路改良を実施しました。

当路線は、整備予定の田子浦往還通り線と国道 1 号バイパス線を結ぶ重要な道路であり、幅員 3.5m の歩道も両側に整備し、さらに無電柱化計画路線として電線地中化工事も併せて行っています。



② （都）田子浦伝法線の歩道橋の撤去

（都）田子浦伝法線（以下「田子伝」という。）の歩道橋撤去工事については、交通量の多い田子伝と、区画整理事業により整備される田子浦往還通り線の接続に伴い、県道側の交差点に右折レーンを設ける必要があることから、田子伝の道路幅を確保するために歩道橋を撤去したものです。

今後は、交差点新設などに伴い田子伝における工事が本格化してまいりますので、通行の際は十分ご注意ください。

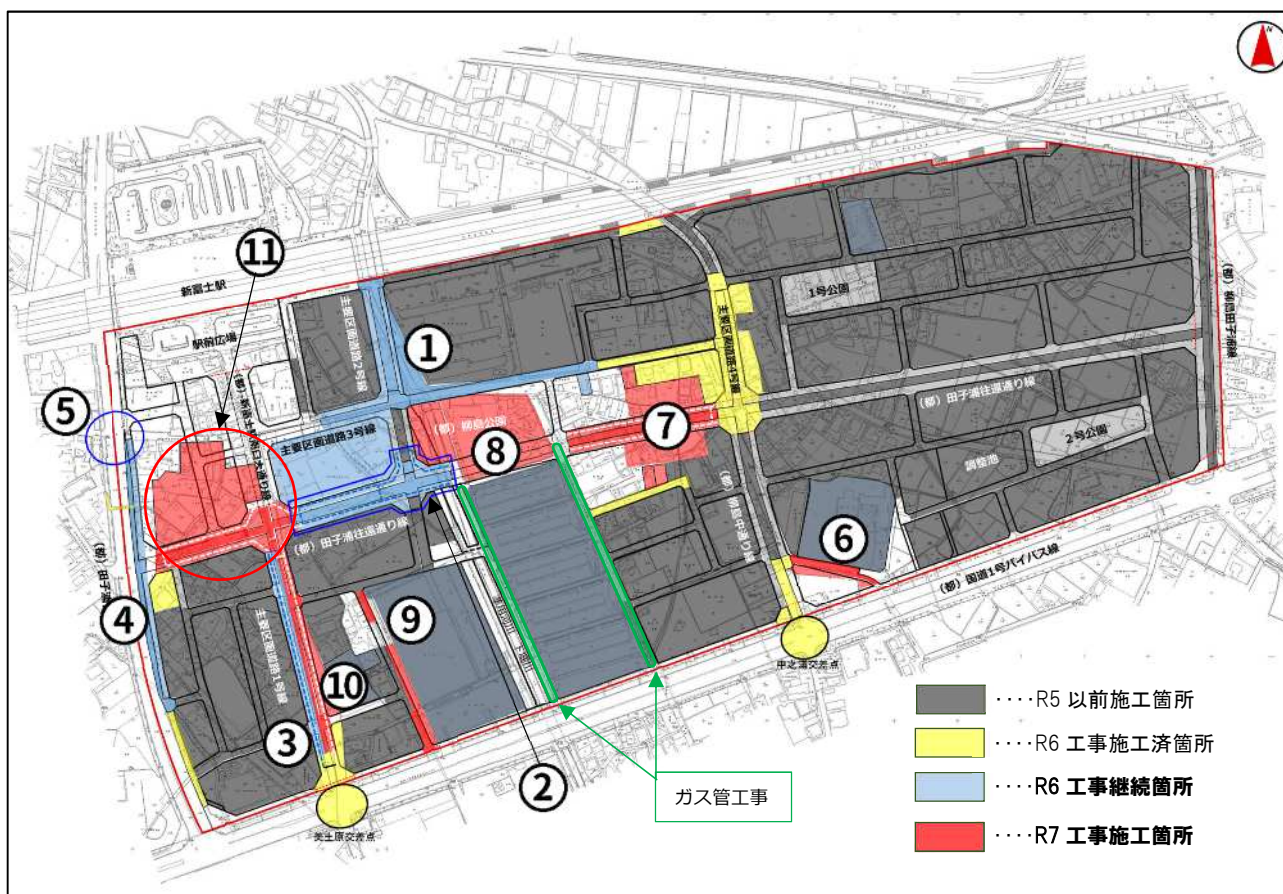


歩道橋撤去工事の様子は、
ショート動画で確認することができます。



3. 令和7年度の工事実施箇所

今年度の工事実施箇所は、昨年度からの継続箇所を含め、以下のとおりです。



No.	工 事 名	工事概要		
		街路築造工	宅地整正工	工事期間等
①	主要区画2号線街路築造及び管路新設ほか工事	324m	5,608 m ²	R6.5.29~R7.6.30
②	田子浦往還通り線街路築造工事	117m	—	R7.1.31~R7.10.10
③	主要区画1号線街路築造工事	149m	—	R7.1.30~R7.9.19
④	田子浦伝法線街路築造及び管路新設工事	211m	—	R7.4.1~R8.2.27
⑤	川成島交差点信号機移設ほか工事	—	—	R7.3.28~R8.2.27
⑥	6-37号線街路築造ほか工事	76m	1,248 m ²	R7.7.16~R8.2.13
⑦	田子浦往還通り線（柳島地区）街路築造及び管路新設ほか工事	117m	2,825 m ²	R7.6.16~R8.2.27
⑧	柳島公園造成工事	—	—	R7.3.31~R7.9.26
⑨	6-9号線街路築造及び管路新設ほか工事	120m	240 m ²	契約日~R8.2.27
⑩	主要区画1号線街路築造ほか工事	150m	490 m ²	R7.7.15~R8.2.27
⑪	田子浦往還通り線（川成島地区）街路築造ほか工事	82m	4,500 m ²	R7.6.16~R8.2.27

今年度は、昨年度からの継続工事に加え、地域の骨格をなす田子浦往還通り線の整備が終盤を迎えるため、状況に応じて周辺道路を迂回路として活用するなど、ご不便をおかけしますが、何卒、ご協力いただきますよう、よろしくお願いします。

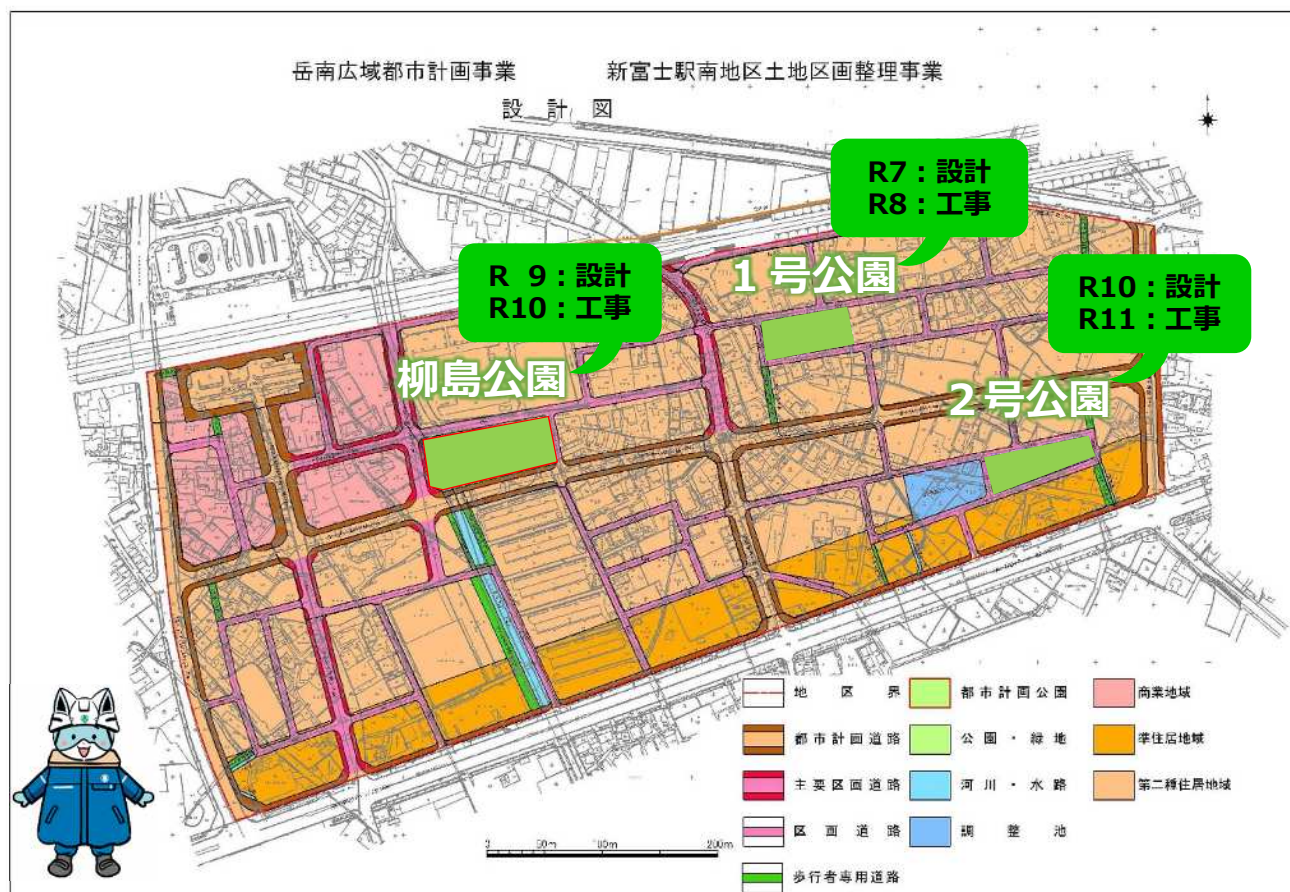


🔊 令和7年度建物移転補償 補償件数 N=16 件 （▶川成島地区：9件、柳島地区：7件）

※ 補償に関する箇所図面については、個人情報になり兼ねる部分もございますので、掲載は控えさせていただきます。

4. 公園整備のスケジュール

当事業では、都市計画公園である柳島公園の再整備に加え、土地区画整理法に基づき、事業面積の3%以上の公園整備が求められていることから、新たに2箇所の公園整備を計画しています。これら3箇所の公園については、ワークショップを通じて皆様のご意見を伺いながら設計を行い、順次工事を進めてまいります。



5. その他整備関係のお知らせ

美土原交差点における右折レーン「無し」について ➡ 長期的計画・物理的制約の影響

…右折レーンを設けていない理由は、将来的に国道1号バイパス線の高架化が予定されており、本交差点が暫定的な整備となっていること、さらに隣接する宮島東交差点までの距離が短いことを踏まえ、警察や道路管理者と協議を行った結果によるものです。ご理解くださいますようお願いいたします。

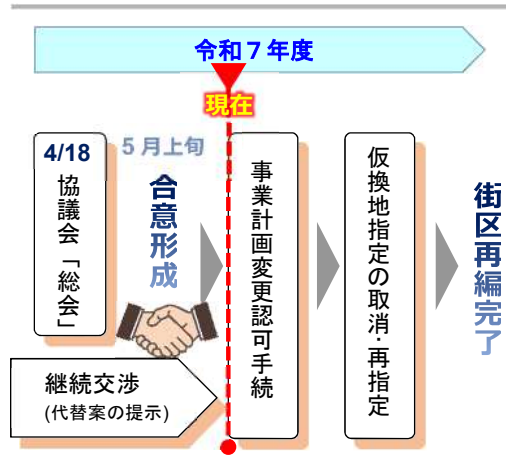


6. 駅前（南口）商業地域の「高度利用促進」に向けた取組状況

南口「駅前商業地域」の高度利用に向けた、第6回検討会において、協議会（駅前地権者任意組織）に対し民間開発事業参入促進を目的とした取組の一つとして街区再編（大街区化）を提案。道路計画変更を前提に新たな換地設計案を作成し、地権者全員の合意をもって事務手続きを進めます。

POINT

- ① 共同利用（高度利用）化が相応しい区域の設定
- ② 地権者に対する将来的な土地利用意向確認
- ③ 開発参入事業者ニーズを踏まえた開発促進用地（売却地）の設定



7. 駅前（南口）周辺の活性化に向けた取組

駅前（南口）周辺の将来的な賑わいの創出に向け、地元住民を始めとする関係者と協同で活性化促進事業に取り組み、地域のまちづくりに対する意識をより高めていただくことを目的に、イベントを開催します。



令和8年1月31日～4月5日開催決定！
「ポップサーカス富士公演」

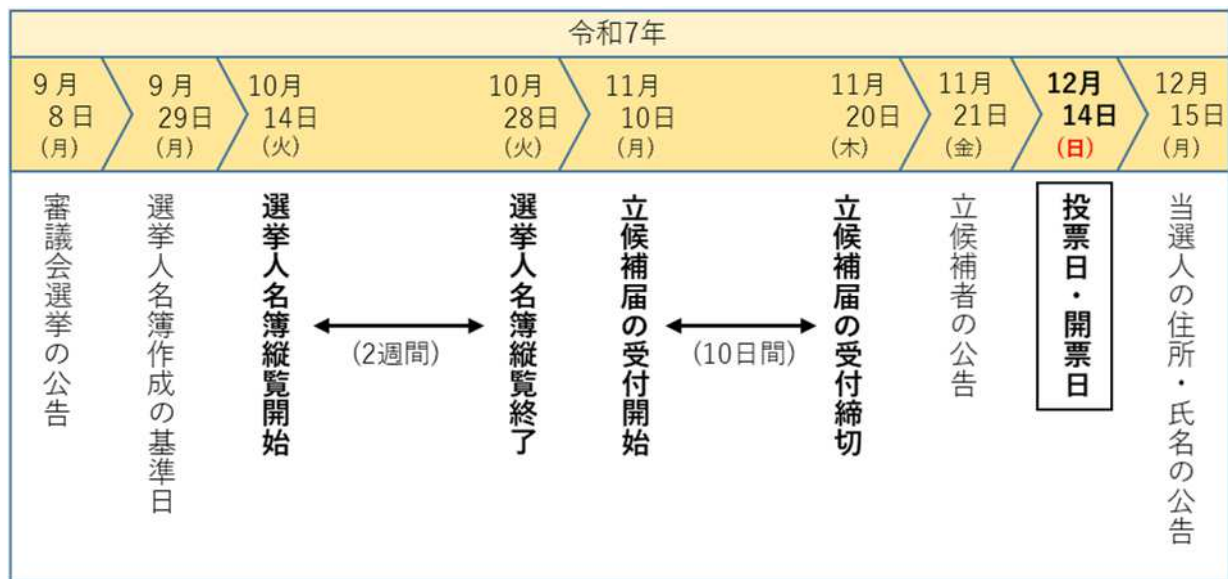


8. 土地区画整理審議会委員の選挙を実施します

土地区画整理審議会は、区画整理地区内のみなさんの意見を反映させるなど、事業の公平性を確保するため、土地区画整理法第56条により設置が定められた組織です。宅地所有者から選出された委員7名、借地権を有する者から選出された委員1名及び市長が選任する学識経験委員2名の計10名で構成されています。任期は5年と定められており、令和7年12月24日をもって任期が満了となることから、新たな委員を決めるための選挙を次のとおり実施します。

- 「選挙期日(投票日)」 令和7年12月14日(日)
- 「選挙人名簿の縦覧期間」 令和7年10月14日(火)～令和7年10月28日(火)
午前9時～午後5時(土・日曜日にも縦覧しています。)
- 「投票及び縦覧場所」 新富士駅南整備課

■ 審議会委員選挙のスケジュール(予定)



※立候補者が定数を超えないときは、投票を行いません。

※無投票の場合でも、当選人の決定は選挙期日の翌日となります。

■ 選挙人名簿

- 当該選挙の選挙権及び被選挙権がある方の氏名、住所、性別及び生年月日を記した名簿です。
- 選挙人名簿作成基準日において、施行地区内に宅地を所有する方、借地権を有する方を特定して作成します。

※選挙人名簿に記載漏れ又は誤りがある場合には、縦覧期間内に異議を申し出ることができます。
(縦覧期間を過ぎると、お申出をお受けできませんのでご注意ください。)

■ 選挙及び立候補できる人

- 選挙及び立候補できる人は、選挙人名簿に記載されている方です。
 - 名義が共有となっている場合は、選挙権、被選挙権を行使するには、代表者の選任が必要です。
※次のいずれかに該当する方は、委員の被選挙権はありません。
 - ・未成年
 - ・禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ※代表者の選任等の届けが必要な方は、所定の様式を用意してありますので、必ず事前にお申し出ください。

9. 土地区画整理事業による「まちの変化」

本格的に事業が開始されてから既に 20 年が経過し、まちの姿も大きく変化しています。

平成 17 年度（整備着手前状況）



令和 6 年度時点（整備状況）

